

令和  
5年

思いやり ゆずる心で 事故防止

# 夏の交通安全県民運動

実施期間 令和5年7月11日(火)～7月20日(木)

## 運動の重点

- こどもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の促進
- 横断歩道における歩行者最優先の徹底
- 飲酒運転等の危険運転の根絶



交通ルール  
守ってる？

令和4年度 JA共済小・中学生交通安全ポスターコンクール JA共済連岐卓運営委員会会長賞 最優秀  
飛騨市立神岡中学校2年生(受賞当時) 日比野 福さんの作品

岐阜県交通安全対策協議会

事務局 岐阜県環境生活部県民生活課 交通安全・コミュニティ係 TEL:058-272-8205(直通)

## 運動の重点 ①

# こどもと高齢者の交通事故防止

### 推進項目 1 交通安全教育の推進

通学路、こどもが日常的によく利用する道路などでは、見守り活動を実施しましょう。  
安全な交通行動を身に着けるため、参加・体験・実践型の交通安全教育を活用しましょう。

### 推進項目 2 交通安全意識の向上

家庭、老人クラブ、子ども会など、家庭や地域ぐるみで交通安全意識の向上を図りましょう。  
道路の安全な横断方法や反射材用品の着用など、交通ルールやマナーに関する啓発を推進しましょう。



### 推進項目 3 保護・誘導活動の推進

こどもや高齢者、障がいのある人が道路を横断しようとしている場合には、声掛け、誘導するなど、地域一体となった交通安全活動を推進しましょう。

## 運動の重点 ②

# 自転車の安全利用の促進

### 推進項目 1 自転車の交通ルール遵守の徹底

改定された「自転車安全利用五則」を守り、自転車利用による交通事故防止に努めましょう。  
自転車は原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先など、通行方法を守りましょう。

### 推進項目 2 ヘルメットの着用努力義務の周知等

交通事故の被害防止・軽減のため、年齢を問わず、全ての自転車利用者はヘルメットを着用しましょう。  
自転車の両側面に反射器材を備え、定期的な点検・整備を行い、交通事故防止に努めましょう。

### 推進項目 3 自転車損害賠償責任保険等への加入義務の周知

自転車事故での被害者の保護と自転車利用者の経済的負担軽減を図るため、  
自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。



## 運動の重点 ③

# 横断歩道における歩行者最優先の徹底

### 推進項目 1 運転者に対する横断歩道等への接近時の義務の周知

運転者は「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ちましょう。  
歩行者がいけないことが明らかな場合を除き、  
横断歩道の手前で停止できる速度で進行する義務があります。  
横断中の歩行者などがいる場合には、一時停止しなければいけません。



### 推進項目 2 歩行者の交通安全意識の向上

道路を横断するときは、横断歩道を渡る、信号に従うなど、  
交通ルールを守りましょう。  
道路を横断するときは、手を上げるなど、  
運転者に横断する意思を伝え、  
横断中も周囲の安全を確認しましょう。

## 運動の重点 ④

# 飲酒運転等の危険運転の根絶

### 推進項目 1 飲酒運転を許さない環境づくり

家庭・地域・職場などが一体となり、「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境をつくりましょう。  
家庭では二日酔い、職場では飲酒後の帰宅手段、飲酒前にはハンドルキーパーを確認しましょう。

### 推進項目 2 妨害運転の撲滅に向けた啓発の推進

思いやり、ゆずり合いの気持ちを持った運転をしましょう。  
被害防止のため、ドライブレコーダを搭載し、  
あおり運転を受けた場合は、車内から安全な110番通報をしましょう。



# 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯



- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

内閣府  
交通安全  
チラシ



## 運転免許証の自主返納

令和4年8月1日から郵送による  
運転免許証の自主返納が可能になりました。

事前申込  
058-295-1010  
(内線242・243)

必要書類が  
到着

申請書類を  
作成して返送

手続き完了後  
電話と郵便で  
お知らせ

岐阜県警察  
運転免許課  
ウェブサイト



## 特定小型原動機付自転車 ～いわゆる電動キックボード等 7月から道路交通法改正～

【保安基準への適合等】 道路運送車両の保安基準に適合・自賠責保険(共済)に加入・ナンバープレートの取り付けが必要

車両区分	速度等(速度抑制装置で制御)	免許	年齢制限
特定小型原動機付自転車	時速 <b>20</b> キロメートル以下 最高速度表示灯 緑色 <b>点灯</b>	免許不要	16歳未満運転禁止
<u>特例</u> 特定小型原動機付自転車	時速 <b>6</b> キロメートル以下 最高速度表示灯 緑色 <b>点滅</b>	免許不要	16歳未満運転禁止

※形状が電動キックボードでも、法律で定めた基準を満たさないものは、特定小型原動機付自転車にはなりません。

※交通事故の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。

【歩道を通行できる場合】

特例 特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす場合、歩道を通行することができます。  
通行することができる歩道は、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている歩道に限られます。

歩道では、中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を通行。

歩道を通行するときは、歩行者優先で、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止。



普通自転車等  
及び歩行者等専用

警察庁  
ウェブサイト  
特設ページ



## 交通遺児激励金へのご寄附のお願い

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附のもとに、毎年5月5日のこどもの日に合わせ、  
県内にお住いの交通遺児の方々に対して激励金を支給しています。

趣旨に賛同いただき、ご寄附をくださる方は、岐阜県環境生活部県民生活課(Tel.058-272-8205)までご連絡ください。

**ご寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。**

YuYu倶楽部／Dream Power 実行委員会／(特非)ぎふ長良川走ろう会／(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会／  
脇若 保雄／岐阜県民共済生活協同組合／中濃消防組合交通安全青年部会／全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部／  
光徳寺／田中 英次／(一社)岐阜県自動車会議所／その他匿名3名(令和4年度中：順不同、敬称略)